

○ 無償貸付中の公園敷地上にある公園施設で有料興業が行なわれている場合の取扱いについて

昭和 39 年 2 月 21 日  
蔵管第 390 号

改正 昭和 43 年 12 月 2 日蔵理第 2859 号  
大蔵省管財局長から各財務局長宛

無償貸付中の公園敷地上にある公園施設で有料興業が行なわれた場合の取扱いについては、下記により処理することとしたから了知されたい。

記

公園施設として無償貸付中の財産のうち、地方公共団体が明らかに営利行為を行なっているものについては、無償貸付契約の解除条項にいう「貸付物件にかかる施設の経営により相当の期間にわたって引続き利益をあげているとき。」に該当するものとして、当該部分につき契約を解除し、当該解除部分について有償として処理するものとする。

この場合の営利行為とは、地方公共団体が年間を通じて当該公園の管理費用を超えて相当の利益をあげ、しかもこれらの施設が恒久的なもので無償貸付けすることが、明らかに好ましくないと認められる場合をいうものとする。